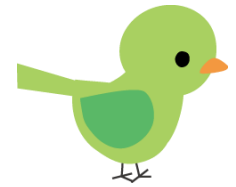


特別児童扶養手当



精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進のため、手当が支給されます。

対象

20歳未満で、法令により定められた程度の障害の状態にある障害児を養育する父母または養育している方。
(お子様の身体障害者手帳取得の有無は関係ありません。)

※所得制限があります。

住民税の課税対象となる所得額から、控除額(配偶者特別控除や寡婦控除など)を引いた金額が、下記の表にある金額よりも少ない場合は、手当が支給されます。

受給者(申請者)	扶養親族の数	配偶者及び扶養義務者
4,596,000 円	0 人	6,287,000 円
4,976,000 円	1 人	6,536,000 円
5,356,000 円	2 人	6,749,000 円
5,736,000 円	3 人	6,962,000 円
6,116,000 円	4 人	7,175,000 円
6,496,000 円	5 人	7,388,000 円

※以下の場合は、手当の申請・受給ができません。

- ・受給者(申請者)が、日本国内に住所を有しない。
- ・養育している障害児が、施設等に入所している。
- ・養育している障害児が、日本国内に住所を有しない。
- ・養育している障害児が、当該障害を支給事由とする年金を受給している。

支給額

障害の状況に応じて、月額 1 級 56,800 円 2 級 37,830 円(令和6年4月～)
(申請月の翌月分から、毎年4月・8月・12月に前月分までが支給されます。)

申請窓口

各自治体の担当窓口

手続き方法

- ① 申請窓口へ、必要書類(申請書・診断書等)を取りに行きます。自治体のホームページからダウンロードができる場合もあります。
- ② 医師の診断書の作成が必要な方(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は省略できる場合があります)は、当センター1階文書受付へ診断書を提出し、担当医師に作成を依頼します。(文書料金 3,300 円)
- ③ 診断書ができあがりましたら、必要書類(申請書・診断書・世帯調査票・所得に関する証明書等)をそろえ、申請窓口に出します。

国立成育医療研究センター 医療連携・患者支援センター
ソーシャルワーカー TEL03-3416-0181(代表)

(2025.4.改)